

# 石川県公報

平成 29 年 5 月 9 日  
第 13001 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		公 告	
○特定計量器の定期検査の実施	(経営支援課) 1	○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告	(農業政策課) 2
○大海川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更の認可	(水産課) 2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 3
		○二級建築士免許の取消しの公告	(建築住宅課) 3

## 告 示

### 石川県告示第247号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
白山市のうち 白峰地区、尾口地区及び吉野谷地区	平成29年6月12日(月) (午前10時30分から正午まで)	吉野谷市民 サービスセンター (公用車庫)
白山市のうち 鳥越地区及び河内地区	平成29年6月12日(月) (午後1時30分から午後3時まで)	旧鳥越支所(正面ロビー)
白山市のうち 鶴来地区	平成29年6月13日(火) (午前10時30分から正午まで及び午後1 時から午後3時まで)	鶴来支所(公用車庫)
白山市のうち 美川地区	平成29年6月14日(水) (午前10時30分から正午まで及び午後1 時から午後3時まで)	美川文化会館
白山市松任地区のうち 一木地区、中奥地区、郷地区、出城地区、 千代野地区、石川地区、笠間地区、加賀野 地区、柏野地区、旭地区、宮保地区、御手 洗地区、山島地区及び林中地区を除く地区	平成29年6月15日(木) (午前10時30分から正午まで及び午後1 時から午後3時まで)	白山市役所東口 (大型車庫前)
白山市松任地区のうち 一木地区、中奥地区、郷地区、出城地区、 千代野地区、石川地区、笠間地区、加賀野 地区、柏野地区、旭地区、宮保地区、御手 洗地区、山島地区及び林中地区	平成29年6月16日(金) (午前10時30分から正午まで及び午後1 時から午後3時まで)	白山市役所東口 (大型車庫前)

野々市市全域

平成29年7月6日(木)  
(午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)野々市市役所東口  
(マイクロバス車庫内)

## 石川県告示第248号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、大海川漁業協同組合に係る遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成29年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 漁業権者の名称及び住所

大海川漁業協同組合

かほく市夏栗い34番地

## 2 漁業権の免許番号

内共第19号

## 3 認可に係る変更の内容

次のとおり遊漁規則第5条の表を改正する。

区 域	期 間
ニツ屋床止から上流300メートルまでの区域	通年
ニツ屋床止から下流大海川海浜橋上流端までの区域	10月1日から12月31日まで(あゆに限る。)

## 4 変更認可年月日

平成29年4月26日

## 5 変更後の遊漁規則の施行の日

平成29年4月26日

## 公 告

## 農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成29年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社 六星	白山市橋爪町104番地	白山市福正寺町50番ほか10筆
有限会社 グリーン松任	白山市村井町1785番地	白山市横江町2365番ほか12筆
株式会社 グリーンサポート出村	白山市上吉谷町南41番地	白山市上吉谷町南20番ほか4筆
農事組合法人 キタジマ	白山市北島町265番地	白山市北島町1545番ほか117筆
農事組合法人 アグリてどり	能美市上清水町口78番地	能美市徳久町80ほか14筆
橘 治輝	能美市大成町へ52番地2	能美市大成町ヌ61-4ほか14筆
農事組合法人 かさの郷	河北郡津幡町字七黒ホ8番地乙	河北郡津幡町字鳥越は10番
松本 秋一	河北郡津幡町字南中条7号11番地	河北郡津幡町字太田る14番1ほか5筆

元林 圭介	金沢市粟崎町ル27-22	河北郡内灘町字大根布り251番8ほか37筆
澤田 英三郎	羽咋市本江町ナ25番1	羽咋市本江町チ65番1ほか8筆
農事組合法人 あいかみ	羽咋郡志賀町相神ハ129番地1	羽咋郡志賀町相神と113番ほか20筆
砂崎 久正	羽咋郡志賀町中泉2の53番地	羽咋郡志賀町八幡座主い11番2
井田 啓一	七尾市中島町笠師ソ部172番地	七尾市中島町笠師中115番1ほか8筆
松中 功裕	七尾市中島町河崎ヌ部13番地	七尾市中島町豊田百15番ほか2筆
農事組合法人 なたうち	七尾市中島町上島6部26番地	七尾市中島町北免田カ124番2ほか104筆
農事組合法人 池崎宮農組合	七尾市池崎町れ部30番地	七尾市池崎町な8番ほか3筆
農事組合法人 沢水の里瀬戸	鹿島郡中能登町瀬戸ソ部77番地	鹿島郡中能登町瀬戸ち18番ほか18筆
宮田 直樹	鹿島郡中能登町金丸1143番地	鹿島郡中能登町金丸東161番ほか1筆
高森 雅人	鹿島郡中能登町黒氏ヲ部86番地	鹿島郡中能登町黒氏参四36番
土本 登	鹿島郡中能登町黒氏11部45番地	鹿島郡中能登町黒氏参五8番
大塚 久樹	鹿島郡中能登町黒氏ル部91番地	鹿島郡中能登町黒氏参五11番
須鹿 弘	鹿島郡中能登町末坂ソ部26番地	鹿島郡中能登町末坂六1番1ほか11筆
農事組合法人 日向浦ファーム	輪島市門前町黒岩ハの39番地	輪島市門前町上代壺5番1

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成29年5月9日から同月23日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成29年5月10日から同年6月7日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
加賀中部第3地区	県営土地改良 総合整備事業 (農業用排水施設)	県営土地改良事業変更計画書の写し	加賀市地域振興部 農林水産課
前波地区	老朽ため池整備事業	〃	穴水町基盤整備課
矢田地区	〃	〃	七尾市産業部 農林水産課

二級建築士免許の取消しの公告

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成29年5月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消しをした年月日	氏 名	登録番号	取消しの理由
平成29年4月20日	佐 藤 大 介	第9375号	法第9条第1項第2号該当